

令和3年度 高知市保育料徴収金基準額表 < 2・3号認定（保育認定） >

（月額）

階層区分	市区町村民税所得割（年税額）	4月1日時点で3歳未満児	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市区町村民税非課税世帯	0	0
C	市区町村民税所得割非課税世帯	10,000	9,800
D1	48,600 円未満	15,000	14,700
D2	57,700 円未満	22,000	21,600
D3	77,101 円未満	26,000	25,500
D4	87,000 円未満	27,500	27,000
D5	97,000 円未満	29,000	28,500
D6	115,000 円未満	30,000	29,400
D7	133,000 円未満	37,000	36,300
D8	169,000 円未満	43,500	42,700
D9	211,201 円未満	47,000	46,200
D10	301,000 円未満	54,000	53,000
D11	397,000 円未満	56,000	55,000
D12	397,000 円以上	57,000	56,000

年齢区分について

保育料の算定は、4月1日時点の年齢（クラス年齢）に基づき決定します。

したがって、年度途中で3歳の誕生日を迎え2号認定を受けても、その年度中の保育料は変わりません。

多子世帯の保育料の軽減について

C～D2までの階層で、小学生以上のお子さんが1名いる場合の保育料は上記基準額表の半額に、2名以上いる場合は無料となります。なお、2人以上同時在園している弟妹児の保育料は無料となります。

ひとり親世帯等の保育料の軽減について

次の階層に認定された方で、「ひとり親世帯」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」並びに「その他の世帯で市長が認めた世帯」の保育料は次に掲げる金額とします。

階層区分	市区町村民税所得割（年税額）	4月1日時点で3歳未満児	
		標準時間	短時間
C	市区町村民税所得割非課税世帯	4,000	4,000
D1	48,600 円未満	5,300	5,300
D2	57,700 円未満	7,800	7,800
D3	77,101 円未満	9,000	9,000

※小学生以上のお子さんが1名以上いる場合の保育料は、無料となります。